

○にかほ市建設工事最低制限価格制度実施要綱

平成30年2月28日

告示第7号

(趣旨)

第1条 この告示は、にかほ市が発注する建設工事において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格制度を適用する場合における事務の取扱い等について、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象工事)

第2条 最低制限価格制度を採用する対象工事は、設計金額が250万円以上1億5,000万円未満で競争入札に付する建設工事に適用する。

(最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）の合計額（千円未満は切り捨てる。）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超えるときは、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たないときは、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額×97%
- (2) 共通仮設費の額×90%
- (3) 現場管理費の額×90%
- (4) 一般管理費の額×68%

(入札参加者への周知)

第4条 最低制限価格を設定したときは、入札指名通知等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。

(落札者の決定)

第5条 入札の結果、最低制限価格に満たない価格をもって入札した者がいた場合は、当該最低制限価格に満たない価格をもって入札した者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日告示第15号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日告示第136号）

この告示は、令和5年2月1日から施行する。